



平成 26 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 ペ ガ サ ス ミ シ ン 製 造 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 清 水 盛 明
(コード番号：6262 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 舟 引 康 之
(TEL . 06-6451-1351)

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

平成26年11月17日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社は縫製工場で使用される工業用ミシン、なかでも伸縮性のあるニット生地の縫製に適している「環縫い(かんぬい)」という縫い目を構成するミシンの製造・販売を主力事業としております。

大正3年の創業以来、全世界を舞台に常に工業用環縫いミシンのトップメーカーを目指し、現在では約70カ国、約200の代理店を通じて全世界の縫製工場で当社製品を使っていただいております。

また、平成19年には、新たな事業として自動車用シートベルトのダイカスト部品製造を主な目的として、中国に天津ペガサス嶋本自動車部品有限公司を合併で設立、平成25年にはベトナム・ドンナイ省にて PEGASUS-SHIMAMOTO AUTO PARTS (VIETNAM) CO.,LTD.を新たに設立し、ダイカスト部品事業の強化拡大を図りました。同事業は当社の第二の主力事業に成長し、さらに発展を続けております。

さて、当社は本年1月に創業100周年を迎えることが出来ました。100年の歴史の中で築き上げてきた“ペガサス”というブランド力をさらに高めるべく、「製品の差別化」「品質の差別化」「サービスの差別化」という3つの差別化を徹底し、これまで以上に世界のお客様に満足いただける企業を目指してまいります。

なお、今回の新株式発行及び自己株式の処分による調達資金は、ダイカスト部品事業における設備投資資金等に充当し、残額を借入金返済資金の一部に充当します。主要顧客である日系自動車部品メーカー各社を中心としたダイカスト部品に対する旺盛な需要増加に対応するために、今般、天津ペガサス嶋本自動車部品有限公司において第二工場を新たに建築し、生産設備と加工設備を導入するとともに、PEGASUS-SHIMAMOTO AUTO PARTS (VIETNAM) CO.,LTD.において生産設備を増設し事業を拡張することを計画しており、主にダイカスト部品事業での生産能力増強と生産効率向上を目的としております。

本資金調達により、自己資本を充実させ財務体質を強化するとともに、次の100年を展望し、成長戦略による新規事業の更なる発展と、事業環境の変化に柔軟に対応できる経営体質の強化を目指すことで、企業価値の継続的な向上を図ってまいります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 800,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年11月25日(火)から平成26年11月28日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成26年12月2日(火)から平成26年12月5日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 清水盛明に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,600,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 平成26年12月2日(火)から平成26年12月5日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。なお、払込期日は公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100株

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (8) 払込金額、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 清水盛明に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 360,000株
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格及び処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から360,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 清水盛明に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 360,000株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 金 額 と 決 定 方 法 同 一 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 等 及 び 資 本 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 野村證券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成26年12月25日(木)
(申 込 期 日)
- (6) 払 込 期 日 平成26年12月26日(金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 清水盛明に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」及び前記「2. 公募による自己株式の処分(一般募集)」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹会社である野村證券株式会社が当社株主から360,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、360,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成26年11月17日(月)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式360,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、平成26年12月26日(金)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出し(以下「本件募集売出し」という。)の申込期間の終了する日の翌日から平成26年12月18日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の公募による新株式発行及び第三者割当による新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	23,780,000株	(平成26年11月17日現在)
公募による新株式発行による増加株式数	800,000株	
公募による新株式発行後の発行済株式総数	24,580,000株	
第三者割当による新株式発行による増加株式数	360,000株	(注)
第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数	24,940,000株	(注)

(注)前記「4. 第三者割当による新株式発行」(1)に記載の募集株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	1,617,944株	(平成26年11月17日現在)
処分株式数	1,600,000株	
処分後の自己株式数	17,944株	

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 1,741,570,000 円については、平成 27 年 12 月までに、当社連結子会社に対する投融資資金として、800 百万円を天津ペガサス嶋本自動車部品有限公司向けに、165 百万円を PEGASUS-SHIMAMOTO AUTO PARTS (VIETNAM) CO., LTD. 向けにそれぞれ充当し、残額を借入金返済資金の一部に充当する予定であります。

なお、天津ペガサス嶋本自動車部品有限公司は、当社からの融資資金 800 百万円の全額を平成 28 年 12 月までに設備投資資金に充当する予定であり、PEGASUS-SHIMAMOTO AUTO PARTS (VIETNAM) CO., LTD. は、当社からの出資金 165 百万円のうち 70 百万円を平成 27 年 12 月までに設備投資資金に充当し、残額 95 百万円を平成 27 年 6 月までに原材料購入等の運転資金に充当する予定であります。

当社グループでは、中国とベトナムの既存生産拠点においてダイカスト生産設備及びダイカスト加工設備の能力増強投資を計画しておりますが、主として主要顧客である日系自動車部品メーカー各社のダイカスト部品に対する需要増加に対応するための設備投資であります。

なお、当社グループの設備計画の内容については、平成 26 年 11 月 17 日現在（ただし、既支払額については平成 26 年 9 月 30 日現在）以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額 (注)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
天津ペガサス嶋本 自動車部品有限公司	本社 (中国天津市)	ダイカスト 部品	生産設備	33,669	33,669	自己資金	平成 26 年 1 月	平成 26 年 3 月	(注) 2 .
天津ペガサス嶋本 自動車部品有限公司	本社 (中国天津市)	ダイカスト 部品	土地使用権	76,963	76,963	自己資金	平成 26 年 3 月	平成 26 年 5 月	(注) 3 .
天津ペガサス嶋本 自動車部品有限公司	本社 (中国天津市)	ダイカスト 部品	生産設備	435,260		自己資金、 増資資金及 び自己株式 処分資金	平成 26 年 12 月	平成 28 年 12 月	(注) 2 .
天津ペガサス嶋本 自動車部品有限公司	本社 (中国天津市)	ダイカスト 部品	加工設備	158,725		自己資金、 増資資金及 び自己株式 処分資金	平成 26 年 12 月	平成 28 年 12 月	(注) 2 .
天津ペガサス嶋本 自動車部品有限公司	本社 (中国天津市)	ダイカスト 部品	工場棟	521,500	163,100	自己資金、 増資資金及 び自己株式 処分資金	平成 26 年 3 月	平成 26 年 12 月	(注) 4 .
天津ペガサス嶋本 自動車部品有限公司	本社 (中国天津市)	ダイカスト 部品	工場付帯設備	26,250		増資資金及 び自己株式 処分資金	平成 26 年 4 月	平成 26 年 12 月	(注) 4 .
PEGASUS-SHIMAMOTO AUTO PARTS(VIETNAM)CO.,LTD.	本社 (ベトナム ドンナイ省)	ダイカスト 部品	生産設備	70,000		増資資金及 び自己株式 処分資金	平成 26 年 12 月	平成 27 年 12 月	(注) 2 .

(注) 1 . 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 . ダイカスト部品生産設備の能力は定量的な数字では表し難いので記載を省略しております。

3 . 土地使用権の面積は 11,000 m²であります。

4 . 工場棟の延床面積は 8,000 m²であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しの実施によって、財務体質の強化を図りながら、中長期的な業績の向上に寄与するものと考えております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元の充実を経営の最重要政策と位置付け、継続的かつ安定的な配当を維持し、経営環境や業績を総合的に勘案した適正な利益配分を基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、強固な事業構造構築のための設備の増強及び研究開発の充実並びに財務体質の強化を目的として、資金の需要のバランスを考慮しつつ、柔軟に活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
1株当たり連結当期純利益 又は連結当期純損失()	6.53円	7.80円	42.60円
1株当たり年間配当額 (内1株当たり中間配当額)	2.00円 (2.00円)	()	6.00円 (3.00円)
実績連結配当性向			14.0%
自己資本連結当期純利益率	1.7%	1.9%	8.2%
連結純資産配当率	0.5%		1.2%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当額を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成24年3月期については、連結当期純損失を計上しているため記載しておりません。また、平成25年3月期については、無配のため記載しておりません。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益又は連結当期純損失を自己資本(純資産合計から少数株主持分及び新株予約権を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値であります。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当額を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値であります。なお、平成25年3月期については、無配のため記載しておりません。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	275円	225円	282円	397円
高 値	292円	339円	494円	760円
安 値	180円	154円	258円	338円
終 値	226円	289円	393円	697円
株 価 収 益 率		37.1倍	9.2倍	

- (注) 1. 平成27年3月期の株価については、平成26年11月14日(金)現在で表示しています。
2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成24年3月期については、連結当期純損失を計上しているため記載しておりません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社美馬、美馬成望及び板東雄大は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。